公益信託今井きみ記念ストレス関連疾患研究助成基金第二十七期決算公告

一、財産目録　平成二十八年十月二十一日現在

資産合計　一七五、九三〇円

負債合計　四七、二一六円

正味信託財産　一二八、七一四円

二、信託の終了

本公益信託は信託目的の達成が不能となったため、当会計年度にて終了した。

平成二十八年十二月十九日

大阪市中央区備後町二丁目二番一号

公益信託今井きみ記念ストレス関連疾患研究助成基金

受託者　株式会社りそな銀行

配当公告

札幌市厚別区大谷地東七丁目六番二―七〇六号　破産者　株式会社ウィズム

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十七年(フ)第一二三六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額　金九四、六二六、一七七円

一、配当することができる金額　金一四、四四二、五五六円

平成二十八年十二月十九日

札幌市中央区北四条西二〇丁目一番二八号　Ｎ４２０ビル　破産管財人　大川　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市白石区東札幌三条三丁目五番、最後の住所札幌市白石区東札幌五条三丁目一番五―五〇一号　被相続人　亡　近藤　孝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

札幌市中央区大通西一〇丁目　南大通ビル三階　伊東・實重法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　實重　洋祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道中川郡美深町字東三条北六丁目一番地、最後の住所北海道士別市多寄町三七線西一番地多寄団地Ｄ―２　被相続人　亡　豊田　貴一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

主たる事務所北海道旭川市九条通七丁目二四八三番地六熊谷ビル三階

相続財産管理人　弁護士法人道北法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県三戸郡階上町蒼前東五丁目九番地二八六四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　矢敷　高子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

青森県八戸市大字番町二三番地

相続財産管理人　司法書士　久保　隆明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県宮古市崎山第三地割一一八番地一五一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　高屋敷昇悟

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

岩手県宮古市宮町一丁目三番五号陸中ビル二階宮古ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉水　和也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県塩竈市新富町二九番七六号、最後の住所宮城県塩竈市新富町三一番三四号　被相続人　亡　福永　和成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

仙台市青葉区中央四丁目四番四号　勅使河原ビル二階　勅使河原協同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区若宮二丁目五四六番地、最後の住所埼玉県熊谷市妻沼東二丁目三四番地七　被相続人　亡　近藤　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

埼玉県熊谷市仲町三五番地　埼玉ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市清水町一三番地一〇、最後の住所埼玉県ふじみ野市西鶴ケ岡二丁目七番二二―三一〇号キャッスル上福岡　被相続人　亡　佐藤　千秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

埼玉県川越市新宿町一―二〇―一一　佐賀ビル二〇一号

相続財産管理人　弁護士　市川　拓郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府吹田市古江台一丁目六番、最後の住所千葉県松戸市牧の原二丁目一三一番地の一レクセルプラッツァ新八柱一一四号　被相続人　亡　堀江　淳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

事務所千葉県松戸市松戸二〇六三番地一三江戸川ハイツ三〇二　山口・髙橋法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山口　悠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県小県郡長和町大門二五五二番地一、最後の住所千葉県船橋市習志野台三丁目二番六〇三号　被相続人　亡　山浦　宏男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

事務所千葉県船橋市本町一―二六―二船橋ＳＦビル四階　葛南総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　越川新太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市中野台三六二番地、最後の住所千葉県野田市中野台三六三番地の四　被相続人　亡　戸邉建一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十九日

東京都中央区入船三丁目七番五―七〇三号、事務所東京都千代田区内幸町二―二―二富国生命ビル渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

相続財産管理人　弁護士　木村　勇人

第48期決算公告

平成28年12月19日

岡山県津山市国分寺205番地

株式会社イレブンフーズ

代表取締役　榊原　尚登

貸借対照表の要旨

（平成28年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	246,049	流動負債	382,882
固定資産	189,220	固定負債	13,329
		退職給付引当金	10,261
		株主資本	39,057
		資本金	67,000
		資本剰余金	26,788
		資本準備金	26,788
		利益剰余金	△ 54,730
		利益準備金	10,680
		その他利益剰余金	△ 65,410
		（うち当期純利益）	(48,411)
資産合計	435,270	負債・純資産合計	435,270